

お持ちの空き家でお困りの方はご相談ください 空き家活用相談員の現地派遣



相談
無料

千葉市では、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部の協力のもと、空き家の有効活用に関する相談業務の一環として相談員の現地派遣を実施しています。
お持ちの空き家を今後どうしたらよいかお困りの方はぜひ一度ご利用ください。

対象者

市内に空き家または住宅を所有している方（市外在住も可）

市内在住で市外に空き家を所有している方はすまいのコンシェルジュでの一般的な相談が可能です。
「空き家」とは居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの

主な内容

(1) 相談員の現地派遣

市に提供された相談内容を元に相談員を現地派遣し、簡易的な目視調査及び聞き取り調査を行い、以下の情報提供を行います。

- (ア) 空き家の状態から活用方法等の提案
- (イ) 賃貸・売買等の取引動向
- (ウ) リフォーム・管理・解体等の取引動向
- (エ) 専門業種の紹介
- (オ) その他相談内容に関する事項

(2) 相談料金

無料です。（詳細な調査等を希望する場合には、別途契約などが必要です）

(3) 相談回数

1回に限ります。

(4) 相談員について

千葉市と協定を結んだ一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部の会員が千葉市の相談員として現地に伺います。相談員には営業行為を禁止しています。

申込方法

裏面の「空き家の有効活用等に関する相談申込書」【別紙1】にご記入の上、「すまいのコンシェルジュ」へ直接窓口・FAX・E-mail・郵送いずれかの方法で申込してください。
なるべく多くの資料を用意されることでより具体的な相談に応じられます。下記書類があるかご確認ください。

・住宅の設計図 ・登記事項証明書 ・建築確認済証、検査済証 ・工事契約書（新築時、改修時記録）など

【千葉市住宅関連情報提供コーナー(すまいのコンシェルジュ)】

所在地 : 〒260-0028 千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
(千葉市住宅供給公社内)

電話 : 043-245-5690 FAX : 043-245-5691 E-mail : sumai@cjkk.or.jp

開設日時 : 月・火・金曜日及び第1・3日曜日(年末年始・祝祭日は休み)

午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)

車でお越しの方は、千葉市役所駐車場へおとめください。コミュニティセンターの地下駐車場は有料です。

(H30.4.1作成版)

【別紙 1】

F A X 送付先 0 4 3 (2 4 5) 5 6 9 1

空き家の有効活用等に関する相談申込書

私は、次のとおり空き家の有効活用等に関する相談を申し込みます。

平成 年 月 日

【 相談者情報 】 該当部分に○または記入してください。

相談者氏名				性別	男 ・ 女
所有者との関係	本人 ・ 親族 ・ その他() ¹		親族の場合、続柄		
居住地					
連絡先 (電話番号は必須項目)	電話	- -	FAX	- -	
	メール	@			

【 物件情報 】 該当部分に○または記入してください。

所在地					
種別	戸建 ・ マンション ・ アパート				
お持ちの住宅資料	設計図面 ・ 登記事項証明書 ・ 建築確認済証 ・ 工事記録(新築・改修) ・ 工事契約書 その他()				

【 現地派遣・情報提供 】 該当部分に○または記入してください。

相談員の現地派遣	希望する ・ 希望しない					
希望日時 ³	第1希望	平成	年	月	日	午前 ・ 午後
	第2希望	平成	年	月	日	午前 ・ 午後
今後の情報提供	希望する ・ 希望しない					

【 相談内容 】

--

- 1 本人・親族以外で空き家の活用に関する相談をご希望の方は所有者の委任状も合わせてご持参または送信してください。
 - 2 相談員が日時の打合せのため、電話連絡しますので、受けられる電話番号をご記入ください。
 - 3 希望日は申込日から7日以降でお願いします。祝日、8月中旬、年末年始は営業しておりません。営業日については事前にご確認ください。
- 本相談にかかる個人情報は本相談業務以外に使用しません。
 - 相談員の現地派遣を希望する場合、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部にこの申込書の内容を送付することを了承の上、記載してください。
 - 日時が確定した後のキャンセルは3日前までにご連絡ください。連絡をせずに現地に来られなかった場合は、以後、相談をお受けできません。